

栗東市水源地施設等運転・維持管理委託業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、栗東市水源地施設等運転・維持管理委託業務に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等の必要な事項を定めることを目的とする。

2. 業務概要

- (1) 業務名 栗東市水源地施設等運転・維持管理委託業務
- (2) 業務内容 本要領及び「栗東市水源地施設等運転・維持管理委託業務標準仕様書及び特記仕様書（以下、「仕様書」という。）」の通り
- (3) 履行期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日 まで
ただし、契約締結日から令和8年3月31日までの期間は引継ぎ等準備期間とし、当該期間の委託料は発生しないものとする。

3. 予算額（見積限度額）

本業務に係る委託料の上限は、199,980,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

この金額は、契約予定金額を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。

なお、提案見積金額は、この限度額を超えてはならない。提案見積金額が限度額を超えた場合は、失格とする。

4. 実施形式

- (1) 募集方法 公募型プロポーザルにより提案募集を行う。
- (2) 選定方法
 - ・事業者より提出された書類及びプレゼンテーションをもとに所要の審査を行い、最も優れた事業者を選定する。
 - ・提案事業者が4者以上の場合は、書類審査のみで一次審査を行い、上位3者を選定する。その後、選定された事業者において、プレゼンテーション審査による二次審査を実施する。
 - ・総合評価点が最も高い者を、優先交渉者として決定する。

5. 日程

項目	期日	備考
公募による募集（公告）	令和7年9月17日（水）	市ホームページに実施要領掲載
質問書提出期限	令和7年10月3日（金）	電子メール
質問書回答	令和7年10月17日（金）	市ホームページに掲載
参加意思表明書等提出期限 ・企画提案書等提出期限	令和7年10月31日（金）	持参又は郵送
書類審査（一次審査）実施 （実施する場合）	令和7年11月4日（火）	
書類審査（一次審査） 結果通知（実施する場合）	令和7年11月7日（金）	郵送及び電子メールにて通知
プレゼンテーション審査実施	令和7年11月19日（水）	
受託予定者決定・通知	令和7年12月5日（金）	郵送にて通知・市ホームページに掲載
契約締結	令和7年12月26日（金）	
業務委託開始	令和8年4月1日（水）	

※上記スケジュールは予定のため、変更することがある。

6. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たす者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 栗東市暴力団排除条例第6条により、次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは営業所等の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められること。
 - イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められること。
 - ウ 役員等が自己、自社もしくは第3者の不正の利益を図る目的または第3者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められること。
 - エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められること。
 - オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

- (5) 栗東市建設工事等指名停止基準（平成元年2月1日公示第4号）第2条及び第3条に基づく指名停止の措置期間中でないこと。
- (6) 平成27年9月以降（過去10年間）に水道事業または水道用水供給事業における処理能力10,000m³/日規模の水道施設の保守・運転管理業務の元請での請負の実績を有していること。

7. 質疑・回答

- (1) 提出方法 質問書（様式第8号）により、電子メールにて提出すること。
提出の際、電子メールのタイトルは「【質問書提出】栗東市水源地施設等運転・維持管理委託業務について」とし、電子メール送信後、必ず電話による受信確認を行うこと。
※電話又は口頭による質問は受け付けない。
- (2) 提出期限 令和7年10月3日（金）12時00分まで（必着）
- (3) 提出先 栗東市上下水道事業所上下水道課 浄水係
電話番号：077-551-0134
FAX：077-554-3866
メールアドレス：suido@city.ritto.lg.jp
- (4) 回答方法 令和7年10月17日（金）に市ホームページに掲載する。

8. 参加申込・資格審査

- (1) 提出書類
本プロポーザルへの参加を希望するものは、本実施要領、仕様書及び栗東市財務規則（昭和46年規則第18号）等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。なお、各種証明書については、提出日の直近3ヶ月以内に発行されたものであること。
- ア 参加意思表明書（様式第1号）
イ 事業者概要書（様式第2号）
ウ 業務実績表（様式第3号）
エ 履歴事項全部証明書（登記事項証明書）
オ 印鑑証明書
カ 直近年度の国税（法人税ならびに消費税および地方消費税）、市町村税の完納証明書（法人の場合）
- ※1 国税に未納がないことを証する書類は、原則として「その3の2」または「その3の3」。「その3」の場合、消費税および地方消費税のほかに、所得税または法人税の選択が必要。
- ※2 市町村税の完納証明書は本店および本プロポーザルに参加しようとする支店等所在地の市町村等に未納がないことを証する書類。
- ※3 市町村税の完納証明書の書式がない場合は、直近1年分の納税証明書を添付することとし、「法人市町村民税、固定資産税」に未納がないことがわかるものとする。
- キ 委任状（支店等と取引をする場合）
・公告日時点で、栗東市の令和7年度の建築物管理業務登録事業者として登録がある者は、エ～キの書類の提出を省略することができる。
- (2) 提出期限 令和7年10月31日（金）12時00分まで
- (3) 提出先 栗東市上下水道事業所上下水道課 浄水係
- (4) 提出方法
持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、郵送されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等により申請書類等が到着しなかったことによる異議申し立ては受け付けない。

(5) 資格審査

提出された参加表明書類を基に、参加希望者が資格要件を満たしているかについて審査する。審査結果については、令和7年11月7日（水）までに文書にて通知する。

なお、参加資格が無いと認められた者は、通知日から7日以内に、市に対して説明を求められることができる。

9. 企画提案書作成方法及び提出方法

(1) 提出書類

次の書類について、8部ずつ提出すること。うち1部は正本として扱い、参加意思表明書に押印したものと同一印を押印すること。

ア 企画提案書(様式任意)

イ 見積書(様式第4号) (1部)

(2) 企画提案書等の作成方法

① 企画提案書は、次の事項に留意し作成すること。

ア A4版、用紙縦置き、横書き、両面印刷、左綴じで製本すること。

イ 表紙及び目次を除く30ページ(用紙15枚)以内で記載すること。なお、文字の大きさは原則として11ポイント以上とすること。

ウ 本要領及び仕様書に掲げる各事項を踏まえて作成すること。なお、最低限記載すべき項目及び記載順は、下記の通りとする。詳細は、別紙「栗東市水源地施設等運転・維持管理委託業務 審査要領 表1 審査基準表」をご参照ください。

- ・会社概要および財務状況について(任意様式)
- ・業務実績について(任意様式)
- ・業務執行体制について(任意様式、図示すること)
- ・業務を行う人的能力について(任意様式)【様式第5～7号の内容を含むこと】
- ・運転・保守点検等業務について(任意様式)
- ・災害時・緊急時等危機管理体制について(任意様式)
- ・見積金額(任意様式)【様式第4号の内容を含むこと】
- ・その他独自提案事項について(任意様式)

(3) 提出期限 令和7年10月31日（金）12時00分まで

(4) 提出先 栗東市上下水道事業所上下水道課 浄水係

(5) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、郵送されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等により申請書類等が到着しなかったことによる異議申し立ては受け付けない。

10. 審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書類等の内容について、栗東市水源地施設等運転・維持管理委託業務に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）による審査を行う。

審査は「栗東市水源地施設等運転・維持管理委託業務 審査要領」に定める評価基準により審査員が採点する内容によることとし、選考結果及び評価点に対する異議申し立ては受け付けない。

(1) 一次審査（書類審査）

参加表明書等の提出があった者に対し、書類審査を行う。

① 実施日時

令和7年11月4日（火）までに実施する。

② 審査項目

栗東市水源地施設等運転・維持管理委託業務 審査要領 3 審査方法」に基づいて、書類審査を行う。

③ その他

- ・応募者数が3者を超えた場合は、企画提案書等応募書類の内容について一次審査を実施し、上位3者程度を選考する。なお、応募者が3者以下の場合でも、提出書類に不備等があった場合は、失格とする。
- ・結果通知は、応募者全員に選考結果を文書にて通知する。なお、一次選考が実施されなかった場合は、その旨を通知する。

(2) 二次審査

一次審査通過者に対し、プレゼンテーション（ヒアリング）を実施する。

① 実施日時

令和7年11月19日（水）（予定）

② 実施場所

栗東市役所庁舎会議室を予定している。

③ 参加人数等

プレゼンテーション会場への入室は5名以内とする。

④ 審査項目

「栗東市水源地施設等運転・維持管理委託業務 審査要領 3 審査方法」に基づいて、プレゼンテーション審査を行う。

⑤ その他

- ・プレゼンテーションは各社の持ち時間を30分以内（予定）とし、その後10分以内で審査員からの質疑応答時間とする。
- ・審査当日の追加資料は原則認めない。ただし、パワーポイント等で説明する場合に、画面表示を手元で確認するために、画面表示と同じものを印刷した資料に限り配布を認める。
- ・プレゼンテーションで使用するパソコンやプロジェクター等の機器は、参加事業者が用意すること。ただし、スクリーンは審査委員会が用意するため、使用する場合は可能な限り早期に連絡すること。
- ・一次審査及び二次審査による合計得点で、最高得点をあげた事業者を受託候補業者として選定する。
- ・評価点数が同点の場合、選定委員会の協議により選定する。
- ・総得点が1位であっても、仕様書に沿わない場合や得点が著しく低い審査項目がある場合は、受託候補業者に選定しないことがある。
- ・審査結果は、二次審査を受けた提案者全員に書面にて通知する。

1 1. 審査結果

審査結果については、令和7年12月上旬に、全ての参加事業者にも文書で通知するとともに、市ホームページに掲載する。

1 2. 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は返却しない。
- (2) 提出後の差し替え・追加は認めない。ただし、市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求める場合がある。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。

- (4) 企画提案書の提出は1者につき1案のみとする。

1 3. 情報公開及び提供

市は企画提案者から提出された企画提案書等について、栗東市情報公開条例（平成12年条例第4号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。ただし、事業を営む上で、競争上又は運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。

1 4. その他

- (1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 費用負担

本プロポーザルに参加するための費用は、全て参加事業者の負担とする。

やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において、本プロポーザルに要した費用を栗東市に請求することはできない。

- (3) 参加辞退の場合

参加意思表明書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することとなった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、担当課宛てに提出すること。

- (4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された提出方法、提出場所、提出期限、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 説明会又はプレゼンテーション審査を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 見積書の金額が「3. 予算額（見積限度額）」に記載の金額を超過した場合

- (5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

- (6) 本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

1 5. 問合せ先

〒520-3088 栗東市安養寺一丁目13番33号

栗東市上下水道事業所上下水道課 浄水係

電話番号：077-551-0134

FAX：077-554-3866

メールアドレス：suido@city.ritto.lg.jp